

# 住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

令和 3 年 7 月  
観光庁観光産業課  
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

## 1. 改正の趣旨

個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）については、従来より本人確認のために用いる顔写真付き身分証明書として利用可能であるとされているところ、政府として、行政手続における本人確認書類としても利用可能であることを明確化し、個人番号カードの利用を促進する必要があることから、住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号。以下「規則」という。）について、所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

規則第 4 条第 5 項の規定に基づき、都道府県知事等は、住宅宿泊事業を営む旨の届出をする者（個人である場合に限る。）に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 6 第 1 項に規定する本人確認情報をいう。）のうち住民票コード以外のものについて、同法第 30 条の 10 第 1 項（同項第 1 号に係る部分に限る。）、第 30 条の 11 第 1 項（同項第 1 号に係る部分に限る。）及び第 30 条の 12 第 1 項（同項第 1 号に係る部分に限る。）の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第 30 条の 15 第 1 項（同項第 1 号に係る部分に限る。）の規定による利用ができないときは、当該届出者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができることとされているところ。

今般、本人確認のために提出させる書面の例として、住民票の抄本に加え、個人番号カードの写しを追加することとする。

## 3. 根拠条項

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 70 条

## 4. 施行期日等

公布日：令和 3 年 8 月上旬（予定）

施行期日：令和 3 年 9 月上旬